

ハラスメント防止規程

第1条（目的）

本規程は、当団体の活動に関わるすべての者が安心して参加できる環境を確保するため、ハラスメントの防止と対応の基本を定める。

第2条（適用範囲）

本規程は、役員、事務局、指導者、運営スタッフ、参加者、保護者、ボランティア等、当団体の活動に関わる者に適用する。

第3条（禁止行為）

次の行為を禁止する。

暴言、威圧、脅迫、差別、侮辱

身体的接触の強要、過度な叱責、人格否定

性的言動、性的な冗談、容姿への不適切な言及

未成年者に対する不適切な個別接触・連絡、私的な関係の強要

その他、相手に不快・不安を与える言動

第4条（相談窓口）

相談窓口は原則として代表理事が担い、必要に応じて事務局長が補佐する。

第5条（対応）

申出があった場合、当団体は事実確認を行い、必要に応じて注意・指導、参加制限等の措置を行う。

第6条（不利益取扱いの禁止）

相談・申出をした者に不利益な扱いをしてはならない。

第7条（改廃）

本規程の改廃は当団体の定める手続により行う。

第8条（施行）

本規程は令和 年 月 日より施行する。

2) 苦情・相談対応規程

第1条（目的）

本規程は、当団体に関する苦情・相談・要望を適切に受け付け、改善につなげるための基本を定める。

第2条（受付）

苦情・相談は、公式LINE等の所定の方法で受け付ける。

第3条（対応の基本）

当団体は、内容を整理し、必要に応じて関係者へ確認のうえ、合理的な範囲で対応する。

第4条（記録）

重大案件は、日時・内容・対応を簡易に記録する。

第5条（個人情報）

相談内容に含まれる個人情報は必要最小限に取り扱う。

第6条（改廃・施行）

（略：上と同様）